※赤枠内に必要事項を記入

小規模用

（　　　　　　　　　　）消防計画
※管理する建物・店舗の名称

年　　月　　日作成

統括防火管理【該当・非該当】
※統括防火管理者が不要な場合は、点線文章を二重線で消してください。

（目的及び適用範囲）
第１条　この計画は、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。管理権原の及ぶ部分に勤務し、出入りするすべての者がこの計画で定められたことを守らなければならない。

※複数権原の場合は、上記文章を以下に置き換える。

この計画は、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。（　　　　）階（　　　　　　　　　　　　）部分と
※管理する店舗のある階とその場所（例：３階東　等）
し、そこに勤務し出入りするすべての者は、この計画で定められたことを守らなければならない。

（管理権原者の責務）
第２条　**管理権原者**は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。
（１）防火管理者の選任（解任）及び豊田市消防長への届出
（２）消防用設備等の点検結果の豊田市消防長への報告
（３）防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
（４）防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修
（５）防火管理業務に係る各事業所等との連携・協力

（防火管理者の責務）
第３条　**防火管理者**は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってすべての権限を有し、次の事項を行う。
（１）自衛消防の組織編成と任務分担
（２）防火対象物の法定点検の立会い
（３）消防計画の作成又は変更と豊田市消防長への届出
（４）消火、通報、避難訓練等の訓練の実施
（５）従業員等に対する防火・防災教育の実施
（６）建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
（７）消防用設備等の自主点検及び法定点検結果の維持台帳への記録及び保管
（８）報告又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等の保管
（９）改修工事等など工事中の立会い及び安全計画の策定

（10）火気の使用、取扱いの指示監督
（11）収容人員の適正管理
（12）火元責任者等に対する指導監督
（13）管理権原者への提案や報告
（14）その他防火管理上必要な業務

（火災予防上の自主点検）
第４条　防火管理者（又は防火管理者が指名する火元責任者）は、**別表１**（日常自主点検票）、**別表２**（定期自主点検票）に基づいて自主点検を実施する。

火元責任者	担当区域
氏名または役職名	例：建物全域　○○教室　○○室　○階

（消防用設備等の法定点検）
第５条　消防用設備等の法定点検は、点検業者（消防設備士）に委託して実施し、点検時は、防火管理者が立ち会うこととする。

（点検結果の報告及び不備欠陥等の改修）
第６条　点検結果の報告及び不備欠陥等の改修については、次のとおり行う。
（１）自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。
（２）防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告するとともに、不備欠陥等については改修計画を策定し整備する。
（３）防火管理者は、消防用設備等の法定点検結果を特定防火対象物は１年に１回、非特定防火対象物は３年に１回、豊田市消防長へ報告する。

（従業員等の守るべき事項）
第７条　従業員等は次の事項を遵守しなければならない。
（１）避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
（２）防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
（３）喫煙は、指定された場所で行うこと。
（４）火気使用設備・器具を使用する場合は、指定の場所で使用し、周囲の可燃物を除去し、使用後の点検及び安全確認を実施すること。

（工事中の安全対策）
第８条　防火管理者は、増改築等の工事を行う場合は、工事関係者に対して必要に応

じ次の事項を指示しなければならない。
（１）工事計画書の事前の提出
（２）指定された場所以外での喫煙及び裸火の取扱いの禁止
（３）作業場ごとの火気管理の責任者の指定及び掲示
（４）溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備
（５）塗装などの危険物を使用する場合の防火管理者の承認
（６）資機材等の整理整頓

（放火防止対策）
第９条　次の事項に留意し、放火防止対策を講じる。
（１）建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
（２）物置及び倉庫等の施錠を励行する。
（３）終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
（４）挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
（５）ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まではゴミ集積場に出さない。

（収容人員の管理）
第１０条　一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導担当員の配置など必要な措置を図るものとする。

（自衛消防隊の編成及び任務）
第１１条　自衛消防隊を**別表３**のとおり編成する。災害発生時、自衛消防隊は、各事業所等の自衛消防隊と協力して活動を行う。

（地震対策）
第１２条　地震時の災害の予防及び地震発生時の活動は、次に掲げる事項を行わなければならない。
（１）工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒、落下して避難等に支障が生ないに、日常、十分に確認する。
（２）非常持出品の準備をする。
（３）地震発生時、全ての火気使用設備・器具の使用を停止する。
（４）地震発生時、身の安全を確保した後、安全な場所へ避難する。

（南海トラフ地震等に関連する情報発表時の対応）
第１３条
（１）防火管理者は、南海トラフ地震等に関する情報が発表された旨を事業者内に連絡する。
（２）自衛消防隊は、南海トラフ地震等に関する情報を知ったときは、**別表３**に定め

る
　　活動を行う。

（教育）
第１４条　防火管理者は、従業員等に対して防災知識の周知徹底を図るため、次の教育を実施する。
（１）消防計画について
（２）出火防止対策について
（３）火災発生時及び地震発生時の対応について
（４）その他火災予防上必要な事項について

（自衛消防訓練）
第１５条　防火管理者は、下表の通り消防訓練を実施し、事前に消防機関に実施計画を連絡するものとする。建物全体で実施する訓練にも参加するものとする。
　なお、大規模地震対策特別法に基づく避難訓練を１年に１回実施し、下表の訓練と同日に実施しても良い。

訓練種別	内　容	非　特	特　防
総合訓練の場合	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	年１回以上	年２回以上
部分訓練の場合	消火訓練	各年１回以上	年２回以上
	通報訓練		年１回以上
	避難訓練		年２回以上

（防火管理業務の一部委託）【該当・非該当】 **※○をつける**
第１６条　防火管理業務の一部を警備会社等に委託する。委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、**別表４**（防火管理業務の一部委託）のとおりとする。

別表１（日常自主点検票）　　　　　（　　　）月

日	曜日	点検項目（該当しない項目を削除してください。）						
		終業時の火気の確認	電源の遮断の確認	倉庫等の施錠確認	火気使用設備器具の異常の確認	電気器具の配線劣化・損傷	吸い殻の処理	
１								
２								
３								
４								
５								
６								
７								
８								
９								
１０								
１１								
１２								
１３								
１４								
１５								
１６								
１７								
１８								
１９								
２０								
２１								
２２								
２３								
２４								
２５								
２６								
２７								
２８								
２９								
３０								
３１								

（備考）検査を実施し、良の場合は○、不備・欠陥のある場合は×を記入する。

別表２（定期自主点検票）

実施項目		確認箇所	確認結果
建物構造	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	避難通路	避難通路の幅員が確保されているか。 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	階段	階段室に物品が置かれていないか。	
	避難階の避難口	扉の開放方向は避難上支障ないか。 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火器設備器具	厨房設備	可燃物品からの保有距離は適正か。 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	ガスストーブ、石油ストーブ	自動消火装置は適正に機能するか。 火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	電気器具	コードに亀裂、老化、損傷はないか。 タコ足の接続を行っていないか。 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他	危険物	容器の転倒、落下防止措置はあるか。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 整理掃除状況は適正か。	
点検実施者＿＿＿＿＿＿＿＿		点検実施日＿＿＿＿＿＿＿＿	

（備考）検査を実施し、良の場合は○、不備・欠陥のある場合は×を記入する。

防火管理者（又は防火管理者が指名する防火責任者等）は、１か月に１回以上、定期自主点検票に基づき点検を行う。

別表３（自衛消防隊の編成及び任務）

自衛消防隊長
（管理権原者または防火管理者）

	通報連絡担当	初期消火担当	避難誘導担当	応急救護担当
火災発生時	・非常ベルを鳴らす。 ・119 番通報する。 ・消防隊へ情報提供し、関係先へ連絡する。	・消火器等を使用し、初期消火する。 ・天井まで燃え移ったら初期消火を中止して避難する。	・避難口を開放し、安全な避難経路で避難誘導にあたる。 ・避難誘導は大きな声で簡潔に行う。	・負傷者に対する応急処置を行う。 ・救急隊との連携、情報提供を行う。 ・負傷者の氏名等を控える。
警戒宣言発令時	○情報収集担当とする。 ・テレビ、ラジオ等で情報を収集する。 ・自衛消防隊長の指示で必要な情報を収集し、伝達する。	○点検担当とする。 ・担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を行う。 ・危険箇所の補強等を行う。	○火災発生時と同じ担当とする。 ・警戒宣言発令と同時に、出入口等の配置につく。 ・安全な避難経路で避難誘導を行う。	○応急措置担当とする。 ・危険箇所の補強等を行う。 ・避難通路を確保する。

（備考）１、自衛消防隊長のもとに、通報連絡担当、初期消火担当、避難誘導担当を定め、必要に応じて応急救護担当等を定めます。
２、従業員が少ない事業所では、任務に支障のない範囲で２つの担当を兼務しても構いません。

別表４（防火管理業務の一部委託）

<table>
<tr><td rowspan="3" colspan="3">受託者の氏名及び住所等
（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）</td><td>氏名（名称）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所（所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法</td><td rowspan="3">常駐方式</td><td>範囲</td><td colspan="4">□　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視）
□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　）
□　周囲の可燃物の整理
□その他（　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td>常駐場所</td><td></td><td>常駐人員</td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">巡回方式</td><td>範囲</td><td colspan="4">□　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視）
□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　）
□その他（　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td>巡回回数</td><td></td><td>巡回人員</td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">遠隔移報方式</td><td>範囲</td><td colspan="4">□　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　）
□その他（　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td>現場確認要員の待機場所</td><td></td><td>到着所要時間</td><td>分</td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>